国土交通省

要望番号3に対する見解

胎児の被害に対する補償の拡充について

- 1. 自賠責保険制度は、自賠責保険への加入を強制することによって、 交通事故の加害者が被害者に対して支払うべき民事上の損害賠償 の基本的部分を、加害者の資力に関わらず確保するものであるた め、自賠責保険において損害をどのように算定するか等について は、民事上の損害賠償制度のあり方に負っている。
- 2. そのため、自賠責保険における権利主体は民法の規定により、自賠 責保険単独で胎児を権利主体とすることは困難である。また、現在、 自賠責保険では、支払基準(告示)において、妊婦が胎児を死産又は 流産した場合は、母親の慰謝料として算定しているところ。
- 3. 自賠責保険による当該慰謝料のあり方については、交通事故被害者関係団体や専門家(弁護士、医師等)からなる「自動車損害賠償責任保険審議会」や「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」で毎年検討が行われており、この場での議論の状況を、それらの場で紹介していくこととしたい。

※運用上の慰謝料額(自動車損害賠償責任保険支払基準・実施要領)

妊娠月数 (週数)

3か月(12週)以内:30万円4カ月(13週)~6か月(24週):50万円7カ月(25週)以上:80万円